

令和2年度県産食材「食べて応援」地域内消費推進事業食育動画作成業務  
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和2年(2020年)7月22日

農政部農業政策課農産物マーケティング室長

## 1 業務の概要

### (1)業務名

令和2年度県産食材「食べて応援」地域内消費推進事業食育動画作成業務

### (2)業務の目的

全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、宿泊、観光や外食などの業務需要が大幅に減少し、県産ブランド食材の価格下落、販売量減少など、生産者、販売事業者の経営に深刻な影響が生じている。

また、県内には他県にはない「魅力ある食材」が多数あるが、これらの食材が県民に十分に認識・利用されていない状況がある。

このため、「食べて応援」・「買って応援」をキャッチフレーズに卸・小売業者と連携した販売促進活動を展開するとともに、小中学校等での給食による食育体験を通じた家庭内消費を促す取組を推進する。

### (3)業務内容

#### ア 対象年齢

本事業の対象は小学校1年生～中学校3年生であるが、一番食育に興味を持ち始める年齢である小学校3年生～4年生を主な対象年齢とし、食育授業での使用を目的としたコンテンツ作りをすること

#### イ 業務内容

信州産ブランド食材（信州プレミアム牛肉・信州黄金シャモ・信州サーモン・ニジマス・鯉）の生産状況や料理方法等について情報の収集・整理を行い、食育動画を作成する。

##### ① 情報収集・整理

生産地の基礎情報（産地の歴史、写真等）及び、販売店の基礎情報（市町村名、販売店名、経営者のこだわり、販売時期、料理方法、写真等）を収集し整理すること。

##### ② 食育動画（県産ブランド食材の魅力紹介動画・料理動画）の作成

a) 肉類（信州プレミアム牛肉・信州黄金シャモ）の魅力紹介動画（生産から流通まで）の作成（3分程度、各1本）

b) 肉類（信州プレミアム牛肉）の料理動画の作成（3分程度、2本以上）

c) 魚類（信州サーモン・ニジマス・鯉）の魅力紹介動画（生産から流通まで）の作成（3分程度、1本）

d) 魚類（ニジマス・鯉）の料理動画の作成（3分程度、各1本）

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 実施内容

- ① 県産ブランド食材の情報収集・整理についての具体的な手法
- ② 各種動画の作成から納品までの具体的な手法

イ 自由提案（任意）

- ① 本事業の取組を広く周知し、県産ブランド食材の需要喚起を図るための具体的提案
- ② その他提案事項

ウ 業務の実施体制

参加申込書記載の他に、スタッフ体制（メンバー構成、各スタッフの業務内容、経歴等）

エ 業務の実施スケジュール

オ 過去5年以内の同種又は類似の業務の実績

カ 会社概要又は会社概要パンフレット（企業の場合のみ（写し可））

キ 経費見積書（委託業務に係る概算経費見積）（様式第8号の附表2）

- ① プロポーザル参加者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、経費見積書により算定した額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載してください（円未満切り捨て）。
- ② 仕様書に記載している事業内容及び方法の項目毎に該当する金額を記載してください。

(6) 業務の実施場所 長野県内一円

(7) 履行期間又は履行期限 契約日から令和2年10月15日までの間

(8) 費用の上限額 3,000,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

## 2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入している

こと。

- (7) 長野県内に本店を有している者。
- (8) 本業務に配置する責任者及び従事者は、同種業務の経験又は技術的適正を有していること。
- (9) 過去5年以内に、同種又は類似の業務の実績を1件以上有すること。
- (10) 長野県庁で行う説明会、プレゼンテーション及び打ち合わせに常時参加できる者であること。

### 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（3（5）ア）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

#### (1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

#### (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表による。

#### (3) 参加申込書記載上の留意事項

同種又は類似の業務の実績については、概要が分かる資料の他、これを証する契約書の写しを添付してください。

#### (4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県農業政策課農産物マーケティング室 担当 古市 宗 電話 026-235-7217 ファックス 026-235-7393 メール marketing@pref.nagano.lg.jp
---

#### (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和2年7月30日（木）午後4時（土曜日、日曜日及び休日<sup>※</sup>は除く。提出時間は午前9時から午後4時まで）

（※）長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。

イ 提出先 3（4）に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに農業政策課農産物マーケティング室に到達したものに限り、ます。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

#### (6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

#### (7) 非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（3）のア）の3日前までに、書

面により農業政策課農産物マーケティング室長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により農業政策課農産物マーケティング室長に対して非該当理由について説明を求められます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

① 受付場所 3（4）に同じ。

② 受付時間 上記イの期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8)その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

#### 4 説明会

(1) 開催日時 令和2年7月29日（水）午前10時00分から

(2) 開催場所 長野県庁議会棟403号会議室

#### 5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1)受付場所 3（4）に同じ。

(2)受付時間 公示日から令和2年7月31日（金）午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(3)受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。

(4)回答方法 令和2年8月3日（月）までに参加申込者に対し、原則としてメールにより回答します。

#### 6 企画提案書の作成・提出

(1)企画提案書の作成様式

ア 様式第8号及び企画書（様式第8号の附表1又は任意様式でも可）

企画書は、別に定める仕様書に示した内容を踏まえた上で、記載してください。

なお、企画書は原則としてすべてA4サイズとしてください。

イ 概算見積書（様式第8号の附表2又は任意様式でも可）

経費の合計額は、1（8）に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

ウ 会社概要又はパンフレット（写し可）

(2)企画提案書の作成に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3（4）に同じ。

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

ウ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。

エ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。

(3)企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和2年8月6日（木）午後5時まで

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

イ 提出先 3(4)に同じ。

ウ 提出部数 6部(原本1部、コピー5部)

エ 提出方法 持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は提出期限までに農業政策課農産物マーケティング室に到達したものに限り  
ます。

郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

#### (4) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項目	評価内容	配点
1 企画力	・ 本事業の趣旨を理解したうえで提案に具体的に盛り込んであること ・ 対象者が十分理解できる内容であること ・ 事業の実施において、目指すべき効果・目標が明確に示されていること	30
2 業務の実施体制	・ 事業が適切に行える体制が整っていること ・ 事業の実施スケジュールが現実的であること ・ トラブルの未然防止策・対応策が適切であること ・ 個人情報の保護・管理が適切であること	25
3 業務についての経験 若しくは技術的適正 の有無に関する事項	・ 委託事業を適切に実施できるノウハウ・実績等が十分であること	15
4 業務に要する経費及 びその内訳	・ 事業実施に係る必要経費が適切に見積もられ、かつ、 県の予算の範囲内であること	10
5 総合力	・ 先見性・独自性に優れ、発展可能性がある効果的な 事業提案であること ・ 県及び関係機関との連絡調整、報告を適切に行える 体制となっていること	20
合計		100

#### (5) 企画提案の選定の方法

ア 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。

イ 企画書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行います。

ウ プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和2年8月7日(金) 長野県庁(部屋及び時間は各参加者へ個別に連絡します)。

○プレゼンテーションの方法は以下のとおりとします。

- ・ 企画提案書の記載内容に沿った説明を行ってください。
- ・ 応募者ごとの持ち時間及び質問時間は応募者数が確定した段階で決定し通知します。
- ・ 県でプロジェクター(HDMIケーブル接続)及びスクリーンを用意しますので、接続可能なPC等については、応募者をご用意ください。

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1社につき2名まで出席可とします。
- ・追加資料の提出は不可とします。

#### (6) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により農業政策課農産物マーケティング室長から通知します。
- イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により農業政策課農産物マーケティング室長から通知します。
- ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、農業政策課農産物マーケティング室において閲覧に供します。

#### (7) 非選定理由に関する事項

- ア (6)イの見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により農業政策課農産物マーケティング室長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ウ 非選定理由の説明請求の受付
  - ① 受付場所 3(4)に同じ。
  - ② 受付時間 上記アの期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

#### (8) その他の留意事項

- ア 企画提案書は複数提出することはできません。
- イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ウ 提出された企画提案書は、返却しません。
- エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

## 7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

## 8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）により農業政策課農産物マーケティング室長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。

(4)見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

## 9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、農業政策課農産物マーケティング室において閲覧に供します。

## 10 その他

### (1) 契約書作成の要否

必要とします。

### (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県農業政策課農産物マーケティング室 担当 古市 宗 電話 026-235-7217 ファックス 026-235-7393 メール marketing@pref.nagano.lg.jp
---

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

(4) 本業務の委託仕様書は、契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と農業政策課農産物マーケティング室との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。

(5) 本業務の対象食材のうち、「鯉」については、公告日時点で国の補助金交付が決定していないため、採択の状況によっては、一部事業内容の見直し及び事業費の減額を実施する場合があります。